

**保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づく生命保険募集人に係る制限
が適用されない場合等を定める件の一部改正（案）の概要**

保険会社及び外国保険会社等が積立勘定を設ける場合において、ファイナンス・リースの業務に係る運用資産を積立勘定資産における大口信用供与規制の対象資産に追加する（第6条）。